

## 消費者金融会社等の利息返還請求による損失に係る引当金の計上に関する監査上の取扱い

平成18年10月13日  
改正 平成24年5月15日  
日本公認会計士協会

### 1. はじめに

日本公認会計士協会は、消費者金融会社等（以下「会社」という。）が「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」（以下「出資法」という。）の範囲内にはありながら、利息制限法の上限を超えて収受したいわゆる「グレーゾーン金利」の返還請求による損失に係る引当金の計上についての監査上の問題に対応するため、平成18年10月13日付けで、本指針を公表した。

その後、平成18年12月20日付けで、改正貸金業法が公布され、平成22年6月18日に完全施行されている。金利負担の軽減という考え方から、平成22年6月18日以降、出資法の上限金利が20%に引き下げられ、グレーゾーン金利が撤廃され、上限金利は利息制限法の水準（貸付額に応じ15%～20%）となった。なお、改正貸金業法においては「みなし弁済規定」が廃止されたため、利息制限法の上限金利を超える金利帯での貸付けは民事上無効で、行政処分の対象にもなり、出資法の上限金利を超える金利帯での貸付けは、刑事罰の対象となっている。

このように、当初の公表時から状況が変化していることを踏まえ、所要の見直しを行うこととした。

### 2. 引当金の計上の要否

債務者等から利息制限法の上限金利を超過して支払った利息の返還の請求があり、決算日現在において、和解が成立する等により返還金額が確定している場合においては、当該返還金額は未払金として流動負債に計上されることとなるが、債務者等から利息制限法の上限金利を超過して支払った利息の返還の請求があるが和解に至っていないものが存在する場合及び請求はないが過去に返還実績がある等により今後返還の請求が見込まれる場合においては、当該見積返還額が引当計上されているか留意する必要がある。

### 3. 引当金について

#### (1) 返還額について

利息返還請求による損失の前提となる利息制限法の上限金利を超過して支払った利息部分の返還額については、貸付金残高の有無にかかわらず利息制限法を超過して支払った利息部分の総額とみるか、貸付金残高に充当した後、実際に債務者等に対して支払われる現金返還部分のみとみるかという問題がある。

この利息返還に係る返還額は、債務者等からの利息制限法の上限金利を超過して支払った利息の返還請求に起因して生じた返還額であり、貸付金残高への充当については債務者等への返還方法でしかないことから、引当計上の対象となる返還額は利息制限法の上限金利で引き直し計算した場合に貸付金残高に充当される利息部分を含めた返還すべき利息総額とする。したがって、債務者等に対する返還請求に伴う現金返還部分のみを引当計上の対象とするものではないことに留意する。

#### (2) 引当金の表示

引当金の計上については、債務者等から利息制限法の上限金利を超過して支払った利息の返還請求があるが和解に至っていないものが存在する場合及び請求はないが過去に返還実績がある等により今後返還の請求が見込まれる場合について、過去の返還実績を踏まえ、かつ最近の返還状況を考慮し、返還額を合理的に見積もり、当該見積返還額が企業会計原則注解【注18】に基づく引当金として、「利息返還損失引当金」等適当な名称をもってワン・イヤールールに従い、流動負債又は固定負債に計上されているか留意する必要がある。

なお、利息の返還請求を受けた債務者等の貸付金残高がある場合は、当該利息の返還請求が債務整理の一手法として実行され、実務上、貸付金に優先的に充当される返還額を貸倒引当金の貸倒実績率に含め引当計上してきた特殊性を鑑み、見積返還額のうち貸付金に充当される部分については貸倒引当金として計上することも考えられる。ただし、この貸倒引当金と利息返還損失引当金との併用方法を採用した場合には、開示情報の有用性を確保する観点から、見積返還額の一部が貸倒引当金に含められている旨、及び当該金額が注記されているか留意する必要がある。

#### (3) 引当金の計上額

利息返還損失引当金は、期末時点の会社が有する将来の利息返還損失に備えるために設定される引当金であることから、原則として、過去の利息返還額の発生状況を分析し将来の利息返還損失額を合理的に見積もった上で、一括して計上されている必要があることに留意する。

なお、利息返還損失引当金の算定方法の一例を文末（参考）に記載している。

#### (4) その他

利息返還損失引当金の計上額は、利息返還実績等の状況に応じて決算期ごとに  
見直す必要がある。そのためには、より合理的な見積りを行うため、取引期間、  
貸付金残高、他社の借入状況等の属性分類による区分を行いより精緻に決算期ご  
とに検討することとする。

#### 4. 監査上の留意事項

監査人は、利息返還損失引当金の計上額の妥当性について、監査基準委員会報告  
書540「会計上の見積りの監査」に基づいて監査手続を実施する。その際、次の事項  
について、十分に検討し留意する必要がある。

- (1) 利息返還損失引当金の見積りの合理性を確かめる際の最近の状況や社会情勢等  
の動向等の外部環境
- (2) 利息返還損失引当金の見積りに使用した基礎データの網羅性、目的適合性及び  
正確性
- (3) 見積額の計算に当たって、返還実績率、平均返還額等に係るパラメーターを設  
定する場合には、その算定が合理的なものとして正しく計算式に反映されている  
こと
- (4) 監査人による監査手続の結果、見積りが合理的でないと判断された場合の経営  
者が行った見積りとの差異
- (5) 貸倒引当金と利息返還損失引当金との併用方法を採用している場合も引当額の  
見積りの合理性の検証に関しては、利息返還損失引当金として負債の部に一括計  
上する場合と同様であること
- (6) 前期以前の見積返還額が十分な水準を確保できているか否かについて検証した  
結果、十分な水準が確保できていないと認められた場合は、その原因を分析し適  
切な対応が行われていること
- (7) 期末日以降における管理データ等を閲覧し、利息返還金額の見積りの前提とな  
る基礎データに重要な変動があった場合には、見積額の修正を検討
- (8) 引当金の見積りに当たっての前提条件や計算の仮定が変更される場合は、その  
変更理由が適切なものであること
- (9) 引当金の計上方法についての開示が適切であること
- (10) 利息返還損失引当金に係る将来減算一時差異のスケジューリングが困難な場合  
については、監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する  
監査上の取扱い」の「4 スケジューリングが不能な一時差異に係る繰延税金資産

の回収可能性に関する判断指針」により合理的に回収可能性の判断が行われていること

## 5. 適用

- (1) 本報告は、平成18年9月1日以後終了する中間連結会計期間及び中間会計期間に係る中間監査並びに当該中間連結会計期間及び当該中間会計期間が属する連結会計年度及び事業年度に係る監査から適用する。ただし、同日前に終了する中間連結会計期間及び中間会計期間に係る中間監査又は当該中間連結会計期間及び当該中間会計期間の属する連結会計年度及び事業年度に係る監査から適用することができる。
- (2) 「業種別委員会報告第37号「消費者金融会社等の利息返還請求による損失に係る引当金の計上に関する監査上の取扱い」の改正について」（平成24年5月15日）は、平成24年4月1日以後開始する事業年度に係る監査から適用する。

## (参考) 利息返還損失引当金の算定方法の例

利息返還請求が債務者等の債務整理と密接に関連することから、グレーゾーン金利により貸し付けられた貸付金（以下「グレーゾーン金利により貸し付けられた貸付金」を「貸付金」という。）を対象として、期末に貸付金残高のある場合と完済・償却により期末に貸付金残高がない場合に分類し、債務者等からの合理的見積期間に係る利息返還請求件数の返還実績率、平均返還額等を属性別に把握して、将来返還が見込まれる額を計算する。

返還実績率の算定は、合理的見積期間に対応する過去の期間を算定期間とし、その期間の期首（合理的見積期間が複数年の場合は、複数年を一つの期間とみた期首をいう。）に該当する貸付金口座数を分母とし、その分母の口座数のうち算定期間内に受けた利息返還請求件数を分子として計算する。合理的見積期間が複数年の場合は、合理的見積期間に対応する過去の算定期間から算定した返還実績率の平均値をもって返還実績率とすることも考えられる。なお、利息返還損失引当金は、期末時点の会社が有する将来の利息返還損失に備えるために設定される引当金であり、原則として、過去の利息返還額の発生状況を分析し将来の利息返還損失額を合理的に見積もった上で、一括して計上されている必要があることから、過去の返還実績率に補正を考慮して将来の利息返還請求件数を算定する。

### ① 貸付金残高がある場合

#### ア. 延滞債権

延滞債権については、延滞日数等から適当な区分に分類し、債務者等からの合理的見積期間に係る区分ごとの利息返還請求件数の返還実績率（補正考慮後）に平均返還額を乗じて算出される額を引き当てる。なお、法的整理、私的整理の状況にある場合には、利息返還額について平均返還額に代えて、個別に再計算した額に、実績率を乗じて算出される額を引き当てる。合理的見積期間は、延滞発生から債務整理に至る平均期間とすることが考えられる。

#### (延滞等区分別)

区分ごとの延滞債権口座数 × 合理的見積期間に係る返還実績率（補正考慮後）  
× 平均返還額

#### イ. 正常債権

正常債権については、正常債権の状況で利息返還請求を受ける場合と期首時点の正常債権から延滞債権へ転移し利息返還請求を受ける場合の利息返還請求件数によって算定した返還実績率（補正考慮後）に平均返還額を乗じて算定される額を引き当てる。なお、期中に延滞状況になり利息返還請求を受

ける場合も正常債権の状況で利息返還請求を受ける場合に含める。合理的見積期間は、債務者等からの利息返還請求を受ける可能性は貸付残高がある期間中生じることから、貸付金の平均回収期間又は平均利用期間とすることが考えられる。

正常債権口座数×合理的見積期間に係る返還実績率（補正考慮後）  
× 平均返還額

## ② 貸付金残高がない場合

貸付金残高のない債務者等からの利息返還請求については、会社が債務者等から利息の返還請求を受けた場合に対応が必要となる過去に完済又は償却した貸付金を対象として、年度ごとの完済・償却件数及び年度ごとの完済・償却した債務者等からの合理的見積期間に係る利息返還請求件数等による返還実績率（補正考慮後）に平均返還額を乗じて算出された額を引き当てる。合理的見積期間は、完済・償却後の利息返還請求を受けるまでの年数等を勘案して決定する。合理的見積期間を決定するに当たっては、利息返還請求を受けた案件についての完済・償却からの経過年数及びその発生率等合理的な基準に基づいて決定されることに留意する必要がある。

過去完済・償却件数×合理的見積期間に係る返還実績率（補正考慮後）  
× 平均返還額

以 上